

「コミュニティへの分権」に係る論点整理について

1 住民自治協議会の設置根拠（制度化）

住民自治協議会の設置根拠の制定

- ・住民自治協議会の設置根拠（自治法、条例、要綱等）や組織構成を明確にする必要があるのではないか。

住民自治協議会は地域で決定

- ・役員選出を選挙で行なう場合もあるかもしれないが、地域で決めればよく、長野市として条例で定めることはあまり適切でないと思う。
- ・地区で設立準備会を立ち上げ、住民の有識者の判断を基に住民の総意を得て設置することになるのではないか。

市で統一的な内容を示す

- ・住民自治協議会の外枠を長野市の統一した内容で作った上で、実施を各地域に任せるのか、若しくは組織の設立を含めて全部地域に任せるのか議論する必要がある。
- ・意思決定機関の役員や構成メンバーの決定方法を明確に示し、地域住民の全体の意思決定をしていく重要な役割を担い得るような根拠付けが必要ではないのか。

2 住民自治協議会の組織

団体のネットワーク化

- ・既存団体がネットワークで結ばれ、補完し合うという考え方がよい。

住民意見・提案の反映

- ・いろいろな層の人の声が反映できる住民自治協議会にするべき。

しっかりとしたシステムの構築

- ・新たな事象に取り組むため、既存組織だけではない、しっかりしたシステムを構築する必要がある。
- ・住民自治協議会が執行機関と意思決定機関を兼ねるのは無理がある。

意思決定機関の正当性の確保

- ・住民自治協議会が地区全体の意思決定機関としての正当性を確保することが重要である。

役員の任期

- ・協議会委員の任期が2年以上というのは地域の実情に合わないのではないか。

地域特性への配慮

- ・都市と山間部は相違があり、ひとまとめに議論することは問題である。

役員の選出方法

- ・住民が納得のいく方法で役員を選出することが重要な問題となってくる。

3 既存組織と住民自治協議会との関係

住民自治協議会の事業

- ・既存組織が主体となり活動し、対応出来ないものを補完して活動するということは理解できる。住民自治協議会は、地域で新しいことをやるという相談を各種団体から上げて、協議会で検討して、地域の合意としてやる組織がよい。
- ・既存事業は各団体に任せて、新規事業をやろうとした時に住民自治協議会が機能すればよい。
- ・各種団体が抱えている課題を地域全体で協議して実現に持っていく機関が住民自治協議会ではないかと思う。
- ・既存の組織だけでは不十分な面もあり、住民自治協議会の重要性はあるが、既存組織の機能を阻害してはならない。

既存団体の見直しの必要性

- ・既存の各種団体は本庁と直結している縦のシステムになっており、どのように地域の視点から団体を見直していく必要がある。

4 住民自治協議会の構成員の処遇

役員手当（報酬）が必要

- ・制度を確立し、どの住民自治協議会の構成員にも相応の処遇を与えるべき。
- ・手当は地域で決めてもよし、市が基本方針を打出して決めてもよいが、現在の社会情勢では、全くボランティアということは考えられない。
- ・住民自治協議会の組織に各種団体が入った場合、団体間で手当が全く違うので、議論しておく必要がある。

役員は無報酬でよい

- ・報酬を支払うことにより責任を感じて頑張ってくれる人がいればよいが、実際にはボランティアならやってもよいという人が多いのではないか。

- ・ 構成員間で役割分担が図られることから、あくまでもボランティアが望ましい。

地域で決めるべき

- ・ 現在も地区により異なっていることから、地区の過去からの経過を配慮し手当は住民自治協議会の中で協議し、地域で決めるべきである。
- ・ 区費等からの支出であれば地域で決めてもいいが、市からの交付金であれば地域で決められない。
- ・ ボランティアと言っても、有償ボランティアや地域通貨など住民参加のためのシステムもあることから地域で決めればよいと考える。また、事業によっては有償部分も有り得る。

手当の財源（区費や市交付金）

- ・ 全ての構成員に同等の手当を支出するとなると、行政から支出することが相応しいかという問題があるし、また、区費からの支出も適切かどうかということもある。
- ・ ずくだし支援事業補助金や協定による事業費の中で、それぞれの住民自治協議会で決定していくべき。
- ・ 現在も区長に手当を出している地区もあり、住民自治協議会の会長や常任評議委員に出すこともいいのではないか。地区で出すのも一つの方法であるが、市で力を入れるのであればある程度の報酬を市から出してもいいのではないか。

費用弁償

- ・ 各種団体を残すのであれば、費用弁償的なものは条例を作り支給した方がいい。このことは答申にも入れた方がすっきりする。

5 支所機能

支所機能の充実が必要

- ・ 地区課題にこたえていくなれば、支所機能を見直し充実していくことが必要である。
- ・ 支所は地域の意思を実施できる権限を持つべきではないか。
- ・ 地域総合事務所が対応するのではなく、支所で出来る限り対応できる体制とするべきである。

行政コストの増加

- ・ 支所の充実については、職員総数の増など行政コストが今より掛かってしまうのではないか。

市立公民館との関係

- ・ 公民館は教育委員会の組織であり、支所と違うから各地域で独自の事業ができるのではないかと思う。
- ・ 現在の公民館の機能を支所が引き継げるのか心配であるが、公民館長を別に配置するのであれば良いと思う。

6 人材の育成・発掘

- ・ いかにか人材育成・発掘をしていくかというところに力を入れるべきである。
- ・ 地区ごとに活動を牽引するリーダーを地域マネージャーという形で公募するというのも活動を活性化させる手法ではないか。

7 行政の支援

- ・ 職員による支援を手厚くすると住民自治の本分から外れるのではないか。

8 行政区の再編

- ・ 区の統廃合も聖域化せずに考える必要がある。

9 住民からの要望や提案

- ・ 住民要望や苦情は住民自治協議会からだけというシステムではなく、住民から直接行政へ要望や提案ができることを明記するべきである。

10 行政サービス

- ・ 全市一律に提供・享受すべきサービスと地区ごとに特色があるものと線を引く必要がある。
- ・ 地域総合事務所が組織上増えることによって、行政サービスのスピードが落ちるのではないか。

11 審議会の答申

- ・ 答申は、住民自治協議会の大枠を示して、地域で判断していけばよい。